

医療機関ネットワーク事業 2021 年度病院長会議 議事要旨

1. 日時：令和4年3月2日(水) 14:00～16:00

2. 場所：中央合同庁舎4号館 共用1214 特別会議室（オンライン会議）

3. 出席者

<参画病院>

医療法人溪仁会手稻溪仁会病院、公益財団法人星総合病院、国立大学法人千葉大学医学部附属病院、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、国家公務員共済組合連合会虎の門病院、東京都立小児総合医療センター、国立大学法人富山大学附属病院、国立大学法人山梨大学医学部附属病院、社会医療法人財団慈泉会相澤病院、社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院、近江八幡市立総合医療センター、日本赤十字社長浜赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、社会医療法人協和会加納総合病院、地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センター、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター、徳島県立中央病院、国立大学法人佐賀大学医学部附属病院

<消費者庁>

審議官 片岡進、消費者安全課長 大森崇利、消費者安全課企画官 松井章房、消費者安全課事故調査室長 松本浩司、消費者安全課政策企画専門官 尾崎裕子、消費者安全課課長補佐 福田清香

<独立行政法人国民生活センター>

理事 川口徳子、商品テスト部長 菱田和己

4. 議事

- (1) 医療機関ネットワーク事業の報告及び取組について
- (2) 意見交換

5. 議事概要

(1) 片岡審議官挨拶

(2) 医療機関ネットワーク事業の報告及び取組について

【事業報告】

大森消費者安全課長より、主に次のとおり報告した。

- ・第5期（2020年度以降）事業では、2021年12月までに消費者庁、国民生活センター合わせた26件の報道発表において、事業での提供事例を100件以上活用。ほかに、消費者庁の「子ども安全メール」、マンスリーレポート、国民生活センターの「くらしの危険」、「見守り新鮮情報」等でも約600件の事例を活用。

【最近の取組】

大森消費者安全課長より、消費者庁の取組について報告。

- ・消費者庁における活用事例として、2021年9月に実施したコンタクトレンズによる眼障害

についての注意喚起について報告。ほかに2021年12月に行ったスケートボード類の事故についての注意喚起、2020年11月のベビーベッドに関する注意喚起例を報告。ベビーベッドについては、2019年6月、9月に木製のベビーベッドで窒息事故が発生し、これを機に消費生活用製品安全法の特別特定製品であるベビーベッドの適合性検査の基準が追加されたことを紹介。このほか、関係府省庁と連携し子どもの事故防止週間を実施。2021年度は屋内・屋外の水の事故をテーマに取り上げた。

菱田国民生活センター商品テスト部長より、国民生活センターの取組について報告。

- ・事故情報の活用例として、2021年度の水着のメッシュ生地による陰茎の外傷事故や、家電から出る蒸気による乳幼児のやけど事故、液体芳香剤の誤飲事故の注意喚起を紹介。メッシュ生地の注意喚起に関しては、参画機関にヒアリング対応やコメントをいただくなど、ご協力いただいた。この注意喚起では、インターネットショッピングモールにも協力を要請し、対応されたところもある。

松本事故調査室長より、消費者安全調査委員会の取組について報告。

- ・事故情報の活用例として、幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故の調査について紹介。医療機関ネットワークに寄せられた事故情報の分析結果や、それを基にした走行実験、再発防止策の提言等について説明。また、現在調査中のネオジム磁石製マグネットセットによる子どもの誤飲事故について取組を紹介。2021年11月には日本小児科学会と連名で危険性について周知し、法的規制の検討を求める内容で取りまとめ中であり、事故情報の重要性を説明し、情報提供への協力を依頼。

【今後の予定について】

- ・令和3年改正個人情報保護法施行についての周知と次期システム更改へ向けてのアンケート等への協力依頼。

(3) 意見交換

出席者から次のような意見・要望を受けて議論した。

【情報収集】

- ・コロナ禍で一般の救急、外傷症例は少なくなっており、収集情報が減少。
- ・コロナ患者の受け入れ病院となっているため、なかなか情報提供ができない。
- ・情報収集には負担がかからない工夫を院内で連携し実施している。

【情報登録】

- ・特に高齢者の事故において、情報提供すべき事例か判断に迷うことがある。
- ・情報登録の際、「被害の程度」の項目で判断に迷う。
- ・担当者が昼夜入れ替わるため、それぞれがリアルタイムで直接登録できる方法があれば、もう少し報告が増やせると思う。

【情報発信・活用】

- ・日ごろの情報発信は参考となっている。コロナに関連して、個人輸入した薬品を自己判断で飲んだり、SNS等で誤った情報に振り回される患者がいるため、効能効果のような情報を整理し発信してくれると非常に有用ではないか。
- ・マンスリーレポートは非常に参考になる。科内で回覧、外来に掲示するなど、活用している。
- ・マンスリーレポートは患者への注意喚起に事例を示しながら説明に使えるため、活用している。
- ・消費者庁や国民生活センターの注意喚起資料は、幼稚園・保育園への注意喚起に活用。

- ・子どもが学校教育の中で学んだ情報を家庭に持ち帰って保護者に伝えるという取り組みが成果を上げている例もある。子どもに伝えるといった情報提供の工夫を検討してもよいのではないか。

【事業の効果】

- ・事故情報の収集について、医療機関が担うというのはユニークなアプローチで有意義である。

【広報活動】

- ・子どもの事故が起きた場合、欧米では製品は作った側の責任であるという社会での認識が広がっているが、日本では育てている保護者の責任であるとして社会の認識が強い。事故は作った側の責任であるという意識・風土を広げてほしい。
- ・情報提供への患者の同意で苦勞しているため、協力病院等も含め本事業について、消費者庁や国民生活センターの広報活動を強化し、PRしてもらえると理解を得やすい。

【協力患者への謝意】

- ・詳細情報を提供する場合、情報提供に同意し協力いただいた患者に対し感謝状等の何らかの謝礼を表すことを検討してほしい。

【他機関との連携】

- ・救命救急、小児の傷害予防活動に力を入れている。予防活動の充実のため、日本小児科学会や産業技術総合研究所と連携した人間工学的アプローチ等、教育も行っている。
- ・同じ症例を本事業と日本小児科学会 Injury Alert に提供する例がある。事故予防という目的は同様なので、報告様式等の統一や仕組みの連携等、検討してほしい。
- ・いわゆるマルトリートメントの家庭での事故リスクが高いと思われる。一般消費者向けにとどまらず、福祉関係等の部署と連携するなど重点的に情報を届ける取組があるとよい。

【個人情報保護】

- ・国民の安全の向上のための事業を発展させていくため、国民のために参画機関が行政へ有益な情報提供を行っているものであり、患者の同意取得について自動的に行政へ報告する仕組み等、もう少し簡単にできないか。個人情報保護法の解釈を厳しく求められると本事業を発展させるのが難しい。
- ・家庭児童相談室に相談するような事故のリスクが高いケースにおいては、患者の同意取得をオプトアウト方式にするなど、簡便な情報提供が可能になるような仕掛けの構築ができないか。

【法規制】

- ・幼児同乗の自転車は二輪車であるため危険であり、三輪車を開発してほしい。
- ・マグネットボールは欧米では規制されているにも関わらず、日本で売られていることに問題。また、ボタン電池の誤飲も数十年同様の事故が起きており、事故が減らない状況。
- ・某大手飲食店で子供用のサラダに枝豆が入っていた。誤嚥等の危険性があるため、事業者へ意見を伝えたところ、誤嚥防止の注意喚起を貼って対応していただいた良い例もある。働きかけに動く事業者もいるので、事故が起こってから対応するという社会システムを変えてほしい。

(4) 川口理事挨拶

以上